



埼玉県 所沢市

企業支援 ハンドブック

TOKOROZAWA Corporate support hand book

WELCOME TO TOKOROZAWA



住む・働く・遊ぶ すべてが叶う街

所沢市の **企業支援**



未来を拓く、活気あるまち、所沢市へようこそ!

所沢市は、青く広がる空とみどり豊かな自然に囲まれた、魅力ある街です。さらに、首都圏の要所に位置し、新幹線や高速道路、空港へのアクセスもよく、ビジネスの展開や人材の流動性において、絶好の立地を誇ります。

**未来を切り拓くビジョンを持ち、成長と可能性を求める
皆さまの立地をお待ちしております。
是非、所沢市でその夢を実現しませんか?**

目次

1. 立地に適した環境・・・・・・・・・・ P3



2. 工場等の立地

- 企業立地支援奨励金・・・・・・・・・・ P5
- 産業用地情報収集・紹介業務・・・・・・・・ P7
- 工場立地法地域準則条例・・・・・・・・ P8



3. オフィス等の賃貸

- 都市型産業等育成補助金・・・・・・・・ P9



4. 製品やサービスの開発・販路開拓等

- 地域資源活用・ものづくり総合支援補助金・・・・・・・・ P11



5. 障害者の雇用

- 障害者雇用推進企業支援補助金・・・・・・・・ P13



6. 融資制度・利子補給

- 中小企業融資制度【所沢市】・・・・・・・・ P15
- 中小企業制度融資【埼玉県】・・・・・・・・ P16
- 中小企業設備投資融資利子補給事業【所沢市】・・・・ P17

7. 埼玉県の立地優遇制度・・・・・・・・ P19

8. その他の支援事業・・・・・・・・ P21

1.立地に適した環境

利便性の高い交通アクセス



所沢市へのアクセス



※自動車をご利用の場合



※電車をご利用の場合



豊富な働き手と充実した住環境

生産年齢人口（15～64歳）の割合は全国平均よりも高く、通勤の利便性の高さから市内外の労働力の確保にも有利です。

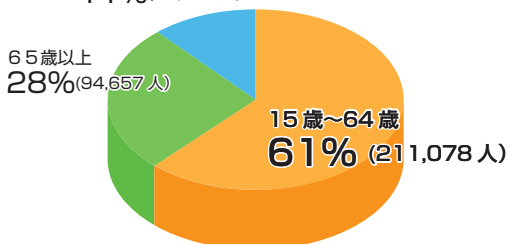


0歳～14歳
11%(37,991人)

65歳以上
28%(94,657人)

所沢市人口割合

(令和5年9月現在)



出典：埼玉県所沢市年齢別人口集計表より作成

住みたい街ランキング



順位	駅名
1位	横浜
2位	吉祥寺
3位	大宮
12位	浦和
22位	さいたま新都心
30位	所沢

(SUUMO 住みたい街(駅) ランキング 2023 首都圏版)

都心から30km圏内であって、都心へのアクセスも良好でありながら豊かな自然にも恵まれた、充実した住環境を備えています。

「SUUMO 住みたい街(駅) ランキング 2023 首都圏版」で所沢駅が30位にランクインするなど、所沢市の「住みやすさ」が認識されています。



企業誘致 PR 動画



所沢で新たに開発される産業団地(三ヶ島工業団地周辺地区)や、新たに市に立地した際の産業支援制度等を案内する動画を作成しました。



所沢市公式 YouTube チャンネル



2.工場等の立地



● 企業立地支援奨励金

POINT
ポイント

固定資産税、都市計画税相当額を奨励金として
交付します。

〈奨励金の種類〉

① 工場等立地奨励金

市内に工場等を立地した場合、立地にあたり取得した土地、建物及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額を3年間交付します。



② 特例子会社設立奨励金

市内に特例子会社を設立した場合、土地、建物及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額を5年間交付します。

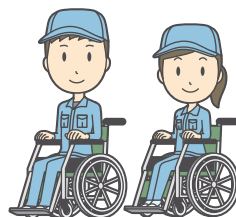
※ 特例子会社の親会社などから賃貸している場合なども対象となります。

③ 雇用促進奨励金

工場等の立地又は特例子会社の設立に当たり、新たに市民を雇用した場合1人当たり30万円（限度額300万円）を交付します。

④ 障害者雇用促進奨励金

雇用促進奨励金の交付額が限度額に達している場合であって、更に障害者を雇用した場合1人当たり20万円（限度額200万円）を交付します。
（1年目：20万円、2年目：10万円）



⑤ 企業立地協力者奨励金

立地する事業者が土地等を提供した方に、固定資産税及び都市計画税相当額を1年間交付します。

(①工場等立地奨励金又は②特例子会社設立奨励金の交付対象者に土地等を提供した方に限ります。)

〈交付要件の概要（工場等立地奨励金）〉

① 対象業種

製造業又は都市型産業（情報通信業、自然科学研究所、アニメーション・コンテンツ・ICT関連産業、宿泊施設、社員20人以上の本社^{*1}）

※1 社員20人以上の本社：主として管理業務^{*2}を行う20人以上の正社員が従事する本社等に分類されるものをいう。（管理業務に専従する正社員に限る。）

※2 管理業務：意思決定を行う業務又は総務、人事等を行う業務をいう。

② 対象となる建築物

事業者がその事業の用に供するために設置する工場、事務所、研究所など

③ 対象となる立地区分

取得した土地又は事業用定期借地権による借地に建築する工場等の延べ床面積が300㎡以上であって、以下に該当すること（増築は増築部分の延べ床面積が300㎡以上であること）

- 市外事業者の新規立地
- 市内事業者の第2工場の建築又は別敷地への移転
（既存の事業規模を縮小しない場合に限る）
- 市内事業者の増築又は建て替え
（既存の事業規模を縮小しない場合に限る）
- 既存工場の取得
（準工業地域、工業地域、工業専用地域、工業専用地域に隣接する区域に限る）



● 産業用地情報収集・紹介業務

事業用物件情報を紹介し、立地を希望する企業とのマッチングを支援します。

POINT
ポイント

(所沢市内の不動産で産業用として売却・賃貸を検討されている物件がありましたらお知らせください。)

〈紹介業務の流れ〉



※立地希望企業は、相談・交渉の結果について市にご報告ください。

〈フロー図〉



● 工場立地法地域準則条例

POINT
ポイント

工場敷地の緑地面積率等を緩和しています。

平成 27 年 4 月から「所沢市工場立地法地域準則条例」を施行し、特定工場の緑地面積率等を緩和しました。

対象となる工場（特定工場）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給事業者（水力・地熱発電所は除く）

規模：敷地面積 9,000㎡以上又は建築面積 3,000㎡以上

〈新たな基準〉

① 緑地面積率等の緩和

対象区域	緑地	環境施設
準工業地域 工業専用地域 用途地域の定めのない地域	所沢市 15 %以上 ↑ 国基準 20%以上	所沢市 20 %以上 ↑ 国基準 25%以上

② 屋上・壁面緑化の算入面積の引き上げ

緑地のうち、 屋上緑化や壁面緑化などを 算入できる割合	所沢市 50 % まで ↑ 国基準 25% まで
-----------------------------------	---------------------------------------

〈期待効果（例）〉

- ・敷地内の緑地を工場拡張用地や駐車場として活用
- ・屋上等緑化で更に敷地を有効活用
- ・工場新設時の負担軽減



3. オフィス等の賃貸



● 都市型産業等育成補助金

POINT
ポイント

月額 10 万円を上限に賃借料を補助金として
交付します。

〈事前相談が必要です〉

申請前に必ず所沢市産業振興課へご連絡ください。

① 対象業種

- ・ 製造業
- ・ 情報通信業
- ・ 自然科学研究所
- ・ アニメーション、コンテンツ、ICT 関連産業
- ・ 上記以外でも、主として総務、人事等の管理業務に専従する正社員 6 人以上が常駐する本社であれば対象



② 補助対象事業者

以下の全ての条件を満たす方

- ・ 市内で新たに事務所等を賃借する法人、または個人（既に市内の事務所等に入居している方が事業拡大のために移転または追加で賃借する場合も対象）
- ・ 補助対象の事業を、5 年以上継続できる方
- ・ その他、税の滞納のないこと等の要件がありますので、市が定める要領を参照ください。

③ 補助対象経費

事務所等の賃借料

(対象外：共益費・管理費・保証金・敷金・礼金・消費税)

④ 補助限度額

月額 10 万円 (最長 24 か月)

※月額賃借料 (税抜) が 10 万円に満たない場合は、その額まで

⑤ 補助金の審査について

審査会において経済活性化・雇用創出・事業継続性などの視点で書類審査などにより最大 5 者を選定します。

⑥ 補助金の交付期間

翌年 4 月以降の賃借料が補助対象です。支払いの完了した賃借料について、四半期ごと (年 4 回) に補助金を交付します。

⑦ その他注意事項

補助対象の事業を、5 年以上継続できなかった場合、交付済の補助金の全額または一部について返還いただくこととなります。





4. 製品やサービスの開発・販路開拓等



● 地域資源活用・ものづくり総合支援補助金

新商品やサービスの開発、販路拡大にかかる
経費の一部を補助金として交付します。

POINT
ポイント

※補助対象事業によっては、他の事業者と連携して事業を行なう
必要があります。

〈補助金活用事例〉

- ・ 新たな製品・技術・サービスを開発するための材料費、委託料、設備導入費などへの補助
- ・ 取引先の需要に応えるための設備の改修、更新、新設費用への補助
- ・ 農産物（地域資源）を活用した新商品の開発などにかかる費用等への補助



〈補助対象事業・限度額等〉

事業	補助要件	限度額 (補助率：補助対象経費の1/2)
産業財産権 取得事業	開発した産業財産権の 出願に係る費用	30 万円
販路 開拓 事業	宣伝費 <連携事業> ※	30 万円
	設備改修等	100 万円 経営革新計画承認事業者は 150 万円
	展示商談会 出展 <連携事業> ※	10 万円 所沢商工会議所が取りまとめる 展示商談会は1者ごと10万円 海外で開催される展示商談会は 50 万円
新たな製品・ 技術・サービスの 開発事業	新製品等の開発等に係る費用	30 万円 試作品及び製品の作成のための 設備改修、更新、新設を行う場合は 100 万円 経営革新計画承認事業者は 150 万円
人材育成事業 <連携事業> ※	経営を担う人材がグループで行う 事業発展に係る研究会等に係る費用	30 万円

※他の事業者と連携して事業を行う必要があります。

〈連携事業の要件〉

- ・ 製造業を営む中小企業者（市内に本社等を有する者）が参加していること。
- ・ 事業に参加する事業者の2分の1以上が、市内事業者であること。
- ・ 2者以上が連携して行なっている事業であること。



5. 障害者の雇用



● 障害者雇用推進企業支援補助金

POINT
ポイント

障害者雇用にかかる経費の一部を補助します。

※ 法人だけでなく、個人事業主の方も対象となります。

※ 各補助金は個別に申請することができます。

職場実習 奨励金

1

5日以上の職場
実習を実施した
場合に奨励金を
交付します。

※ 1回一人当たり

2万円

事業補助金

2

雇用のために必要
となる下記の対象
経費の1/3を補
助します。

※建物や設備の改修
機器の購入

限度額 **50**万円

※事前調査・社員研修

限度額 **10**万円

雇用助成金

3

障害者を新たに
雇用した場合の
費用を2年間
補助します。

※週30時間以上勤務する場合

6か月あたり **10**万円
(2年目は6か月あたり5万円)

※週20時間以上勤務の場合

6か月あたり **5**万円
(2年目は6か月あたり2万5千円)

※国等の補助金を受給する場合、
国等の補助金の受給期間
満了後から補助します。

※ 1・3は障害者が市内在住であることが条件です。

〈補助対象となる事業〉

〈共通事項〉

- ・ 個人事業主の場合は、所沢市に住民登録がされていること
- ・ 法人の場合は、市内に事業所の登記がされていること
- ・ 許可、認可登録等が必要な業種の場合はその許認可等を取得していること
- ・ 障害者の雇用または職業実習の受け入れを公共職業安定所（ハローワーク）またはところざわ就労支援センターを通じて行われること

〈事業補助金・雇用助成金〉

- ・ 法定雇用対象の事業者については、法定雇用率による人数を超える障害者を新たに雇用する場合であること
- ・ 法定雇用対象外の事業者または障害者雇用の実績のない事業者については、新たに障害者を雇用する場合であること

〈補助対象となる場合〉

- 01 法定雇用率が未達成で、初めて障害者を雇用する場合
- 02 法定雇用率の対象外だが、初めて障害者を雇用する場合
- 03 法定雇用率を達成しており、さらに障害者を新たに雇用する場合

〈手続きの流れ〉

STEP 1

- ・ 市に申請を行います。（申請の前にご相談ください）
- ・ 市で審査し、決定等の通知を送付します。

STEP 2

- ・ 各補助金の申請内容に沿って、職場実習や雇用などを行います。
- ・ 上記の事業等が完了したら、市に結果を報告します。

STEP 3

- ・ 結果報告を審査し、確定等の通知を送付します。
- ・ 通知を受けて請求の手続きをすると、補助金が交付されます。

※申請に必要な書類は各補助金で異なります。詳しくはお問い合わせください。



6. 融資制度・利子補給



● 中小企業融資制度【所沢市】

POINT
ポイント

中小企業を対象に4つの融資制度を設けています。

1 中小企業支援資金

2 特別小口資金

3 災害復興資金

4 新規創業支援資金（※）

※これから事業を開始される方、開始されて3年未満の方が対象です。

いずれも埼玉県信用保証協会の保証付融資のため、別途保証料が必要です。

〈制度概要〉

	貸付限度額	利率（実負担）
1. 中小企業支援金	3,000万円以内	1.9%（実負担は1.33%）
2. 特別小口資金	1,250万円以内	1.75%（実負担は1.225%）
3. 災害復興資金	5,000万円以内	1.75%（実負担は1.225%）
4. 新規事業支援資金	1,000万円以内	1.00%

※実負担とは…所沢市では、融資を受けられた方に予算の範囲内で利子補給金を交付しています。

- ・利子補給する金額は、一年間に支払った利子額の30%に相当する額です。
- ・所沢市資源活用ものづくり総合支援補助金または所沢市障害者雇用推進企業支援補助金の補助対象となり、設備資金の融資を受けた場合には40%となります。
- ・各融資制度のご利用にあたっては、融資条件等について、取扱金融機関に事前に相談したうえでお申し込みください。

なお、金融機関及び所沢商工会議所では、市の融資以外にも様々な融資のご相談を受け付けております。[所沢商工会議所 中小企業相談所](#)（電話：04-2924-5581）

● 中小企業制度融資【埼玉県】

POINT
ポイント

埼玉県では中小企業を対象に円滑な
資金調達のための制度を設けています。



固定・低利・長期が特徴です。原則として、**無担保・第3者保証人なし**でご利用いただけます。

資金名		貸付限度額（以内）
事業資金・一般貸付		6,000万円（組合4億円）
事業資金・短期貸付		保証付き・保証なし各2,000万円（合計4,000万円） （組合（員）5,000万円）
小規模事業資金（借換制度あり（再借換を含む））		2,000万円 （運転資金の場合は最新決算期の 平均月商3ヵ月分以内）
小規模事業資金 / 経営革新企業特例		
起業家育成資金		3,500万円
設備投資促進資金		1億5,000万円（土地・建物は2億円）
産業創造資金 / 経営革新計画促進貸付		1億円（組合4億円）
産業創造資金 / 事業承継特別貸付		1億円
産業創造資金 / 事業承継支援貸付		1億円
産業創造資金 / 社会貢献企業等優遇貸付 / 海外投資貸付		1億円（組合4億円）
産業創造資金 / 産業立地貸付		20億円 （対象経費の70%以内（工場等移転の場合は2億円））
経営安定資金 （災害復旧関連を除く）	大臣指定等貸付	8,000万円
	知事指定等貸付	8,000万円
経営あんしん資金		8,000万円
企業パワーアップ資金		2億8,000万円
借換資金（再借換を含む）		1億円 （既住借入金、新規運転資金及び 信用保証料相当額の合計の範囲内）

※資金使途や期間により、限度額や融資利率の上限が異なります。

※別途、埼玉県信用保証協会の保証料が必要となります。

※制度内容が変更されることがありますので、最新の情報は埼玉県のHPをご確認ください。

● 中小企業設備投資融資利子補給事業【所沢市】



POINT
ポイント

設備投資のための融資を受けた方を対象に
支払利子の一部を補助します。

① 概要

埼玉県又は日本政策金融公庫国民生活事業の制度融資を設備資金で借り入れて、市内に設備投資をされた市内中小企業者を対象に、当該融資の支払利子額の30%を、所沢市が5年間補助します。環境に配慮した設備を導入された場合、利子補給率が40%となる場合があります。

② 利子補給の対象となる方

以下のすべてを満たす方

1	市内の事業所において設備を設置・利用するため、以下いずれかの融資を借り入れている中小企業者であること <ul style="list-style-type: none">・ 埼玉県の制度融資・ 日本政策金融公庫国民生活事業の制度融資
2	市内に事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいること
3	個人の場合、市内に住民登録が1年以上されていること
4	法人の場合、市内に法人登記が1年以上されていること
5	市税を滞納していないこと

③ 利子補給の対象となる融資制度

名称	所管部署	申込先
埼玉県中小企業制度融資	埼玉県金融課	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢商工会議所 (電話：04-2924-5581) ・埼玉県制度融資取扱 金融機関 等
埼玉県環境みらい 資金融資	埼玉県金融課	<ul style="list-style-type: none"> ・融資の新規受付は終了しています。 ・既に融資を受けている方の問い合わせ先 埼玉県金融課 (電話：048-830-3801)
日本政策金融公庫 国民生活事業の融資	日本政策金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫 川越支店 (電話：0570-017448) ・所沢商工会議所 (電話：04-2924-5581)

④ 利子補給率・利子補給期間

利子補給率	金融機関に支払う利子額の30% (※1) を原則として、 予算の範囲内で補助
利子補給期間	融資実行から5年間かつ市内事業開始より1年後以降
利子補給額算出期間	<p>以下に掲げる期間に支払った利子が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県の制度融資：毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間 ・日本政策金融公庫国民生活事業の制度融資 ：毎年1月1日から12月31日までの1年間

※1 太陽光発電システム導入等、所沢市の「所沢市マチごとエコタウン推進計画」に資する設備投資については、支払利子額の40%とします。

⑤ 手続き

- ・所沢市が把握している対象者には、原則として上記利子補給対象期間経過後に、所沢市から申請書類を送付します。申請書類が届かない場合は、所沢市産業振興課までお問い合わせください。
- ・利子補給は1年ごとに申請が必要となります。



7. 埼玉県の立地優遇制度

埼玉県企業立地優遇制度

POINT
ポイント

補助金制度、融資制度により県内立地を支援します。

① 地域未来投資促進法に基づく課税の特例

埼玉県の3つの基本計画に定められた促進区域内で、設備投資（新築・増築・設備導入等）を行う企業等が「地域経済牽引事業計画」を作成し、県の承認を受けた後、国による課税特例の確認を受けた場合、課税の特例を活用できる制度。

対象事業に必要な設備投資に対する一定割合の課税の特例

- 機械・装置等：40% 特別償却又は4% 税額控除
- 建物等：20% 特別償却又は2% 税額控除

問い合わせ先 埼玉県産業労働部企業立地課立地支援担当 TEL：048-830-3800



② 埼玉県産業立地促進補助金（補助金制度）

新たに土地・建物を取得して、工場等の操業を開始した企業に対し、県に納付した不動産取得税相当額を補助。

対象施設 工場、本社、自然科学研究所、流通加工施設
規模 敷地面積 1,000㎡以上かつ建築面積 500㎡以上
 （本社は、土地取得を併わない建物の建築を含む。）

新規雇用 新たに雇用する従業員が5人以上
 ※1 補助対象事業者が直接雇用した者で、県内に在住し、雇用保険に加入している者に限る。
 ※2 中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、※1を満たす従業員を新たに1名以上
 ※3 流通加工施設においては、※2に関わらず、※1を満たす従業員を新たに10人以上、うち5人以上が正規雇用であること。

補助額 不動産取得税相当額（原則、限度額1億円）
問い合わせ先 埼玉県産業労働部企業立地課立地支援担当 TEL：048-830-3800



③ 地域再生法に基づく支援制度

地域再生計画に定められた地域に本社機能を移転又は拡充する企業等が、「地域活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成し、県の認定を受けた場合、次のような優遇措置を活用できる制度。

主な優遇措置 ・対象施設の新設又は増設に対する一定割合の課税の特例
・対象施設で新たに雇用した従業員に係る税額控除

問い合わせ先 埼玉県産業労働部企業立地課立地支援担当
TEL：048-830-3800



④ (一社) 埼玉県トラック協会の緑化支援制度 (補助金制度)

環境対策事業の一つとして、県内に工場を立地する企業の緑化を支援。

対象工場	工場立地法に基づき特定工場の新設または増設するために届出を行った工場、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の緑化基準の適合認定を受けた工場等
対象経費	緑地設置に係る費用
補助額	補助率3分の1 (120万円を限度)
問い合わせ先	埼玉県産業労働部企業立地課立地支援担当 TEL : 048-830-3800

⑤ 産業創造資金 (産業立地貸付) (融資制度)

県内に本社機能や工場、物流施設等を新設する企業等に対し金融機関が県の定める上限利率以内で融資を実行。

限度額	対象経費の70%以内で20億円以内
融資期間	融資実行額が10億円以内の場合12年以内(2年以内据置) 融資実行額が10億円超の場合15年以内(2年以内据置)
利率	年1.3%以内~1.6%以内(令和5年10月時点)
信用保証	必要により付する(年0.45%~1.59%以内)
担保・保証人	金融機関及び信用保証協会との協議により定める
問い合わせ先	埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当 TEL : 048-830-3801



⑥ 身近なみどり民間施設緑化事業 (補助金制度)

公開性のある民間施設で行うモデル的な緑化事業を補助。
以下の3つの緑化テーマのうち、2つ以上に該当する緑化が対象。

テーマ	人々が滞留する快適な緑の空間、人々の活動を誘発する緑の空間、人々の目に留まる緑の空間
対象	県内の商業施設・社屋等における100㎡以上の屋上・屋内緑化、壁面緑化、空地緑化
補助限度額	1,125万円 補助率 1/2
締切	毎月15日(最終締切12月15日)
問い合わせ先	埼玉県環境部みどり自然課みどり創出・担い手支援担当 TEL : 048-830-3149



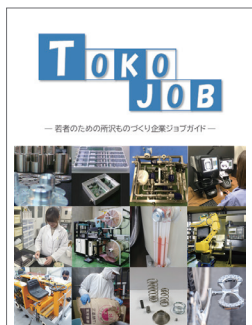
Saitama Prefecture



8. その他の支援事業

POINT
ポイント

所沢市では、市内事業者の人材確保や、
企業 PR に係る取組を支援しています。



(とこジョブパンフレット表紙)

とこジョブ

若者のための
所沢ものづくり
企業ジョブガイド



若者の採用に積極的な所沢のものづくり
企業を紹介するパンフレットを作成してい
ます。新規学卒者を中心とした若者に向
けて周知を図っていき、中小企業と若年
者のマッチングを促進します。

(パンフレットの内容は
市ホームページでも公開しています。)



(イベント当日の様子)

OPEN FACTORY
TOKOROZAWA



就職を希望する学生を対象に、普段は入
ることができない工場を開放し、見学や
体験等をしてもらうことで、ものづくり
の魅力を発信する工場見学イベントを開催
しています。



(工業製品展示の様子)

工業製品展示



所沢の工業者の技術・製品等を広く市民
にPRし、所沢の工業について市民の理
解を深めることを目的として、所沢市内
の工業者が製造している製品や、製造工
程のパネルなどの展示を行います。

【相談・問い合わせ】

所沢市産業経済部産業振興課 (企業立地相談窓口)

所沢市並木一丁目1番地の1(市役所別館)

TEL: 04-2998-9157

FAX: 04-2998-9162

E-mail: a9157@city.tokorozawa.lg.jp

【アクセス】

(電車をご利用の方)

西武新宿線「航空公園駅」東口から徒歩5分

(車をご利用の方)

関越自動車道所沢ICから国道463号を
所沢方面に向かって約6キロメートル



所沢市では、市内事業者の方の経営向上にお役立ていただくため、所沢市・埼玉県・国等が実施する産業支援に関する情報をメールマガジンにて配信しています。





所沢市